

議案第144号

北上市介護保険条例の一部を改正する条例

北上市介護保険条例（平成12年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万6,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万7,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万4,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万5,900円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万3,300円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万7,900円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万6,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万7,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万4,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万5,300円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>7万2,600円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8万7,100円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の</p> |

2 第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者 9万5,300円

ア・イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者 10万9,900円

ア・イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者 12万4,600円

ア・イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者 13万9,300円

ア・イ [略]

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 14万6,600円

2 前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万2,000円とする。

3 第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万6,700円とする。

4 第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず5万1,400円とする。

附 則

(保険料の徴収猶予)

2 第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者 9万4,300円

ア・イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者 10万8,900円

ア・イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者 12万3,400円

ア・イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者 13万7,900円

ア・イ [略]

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 14万5,200円

2 前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万1,800円とする。

3 第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万6,300円とする。

4 第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず5万900円とする。

附 則

(保険料の徴収猶予)

第8条 [略]

第8条 [略]

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北上市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の介護保険料から適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和3年3月4日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の額を改正しようとするものである。